

国土建第229号
令和元年9月6日

建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

建設業法第8条の改正に伴う、
建設業法施行規則及び建設業許可事務ガイドラインの改正について（通知）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）により、建設業法（昭和24年法律第100号）第8条が改正され、欠格事由のうち「成年被後見人又は被保佐人」が「心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの」に改められたところです。

今般、その施行に伴い、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）及び「建設業許可事務ガイドライン」（平成13年国総建第97号）の改定を行いましたので、下記のとおり通知いたします。

貴職におかれましては、十分留意の上、事務処理等に当たって遺漏のないよう措置願います。

記

1. 今回の改正の趣旨について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人及び被保佐人であることを理由に不当に差別されることのないよう、成年被後見人又は被保佐人に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化を図ったものである。

建設業法については、第8条において建設業の許可に係る欠格事由を規定しているところ、「成年被後見人又は被保佐人」が「心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの」に改正され、成年被後見人又は被保佐人であることを理由として一律に欠格として扱うのではなく、心身の故障によ

り建設業を適正に営むことができない者に該当するかを個別に審査することとしたものである。

2. 建設業法施行規則の改正内容について

- ・建設業法第8条第10号の国土交通省令で定めるものは、精神の機能の障害により建設業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする事とした（第8条の2）。
- ・上記に該当しないことを証する書類の提出を求める根拠として、国土交通大臣又は都道府県知事は、許可申請者に対し、必要と認める書類を提出させることができる事とした（第4条第2項）。

3. 許可事務ガイドラインの改正内容について

- ・建設業法第6条第1項第4号において、建設業法第8条に該当しないことについて誓約書の提出を求めているところ、建設業法施行規則第4条第2項に規定する国土交通大臣又は都道府県知事が必要と認める書類として、建設業法第8条第10号に該当しないことを証明する書類として以下の二点のいずれかの提出を求める事とした。
 - ・成年被後見人又は被保佐人に該当しないことを証明する登記事項証明書又は市町村の長の証明書
 - ・契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書
- ※医師の診断書の記載事項については、別添の建設業許可事務ガイドライン及び参考として添付した医師の診断書の例を参照されたい。

4. スケジュールについて

施行日：令和元年9月14日

(別添)

- ・建設業許可事務ガイドライン（見え消し）
- ・建設業許可事務ガイドライン（溶け込み）
- ・（参考）医師の診断書の例

以上